

令和6年度ふくしま企業移住支援事業補助金
質問に対する回答

	質問内容	回 答
1	「建物取得費」に関して、現在保有している物件を解体して新たに建設する場合、解体費用は対象となりますか？	既存物件の解体費用は対象となりません。 また、既に保有している県内の物件を解体して建物を新設する場合は「建物取得」ではなく「改修」となります。 併せて、既に保有している県内の物件が実質的にサテライトオフィス等の活動拠点となっており、当該物件を改修する場合は、本補助金の対象となりません。（実施要領第4条に規定）
2	移住するのは「社員」のみですか？役員は対象となりますか？	交付要綱で定める「転入社員」については、役員も該当します。
3	移住する社員は役員の親類でも構いませんか？ (親類で福島県内にUターン就職を希望しているものがおります)	交付要綱で定める「転入社員」については、役員の親類であっても、申請主体である企業の社員であれば該当します。 ただし、実際に転入する時点において、申請主体の企業に勤務し、県外に居住していることが要件となりますので、県内で新規雇用した社員は「転入社員」に該当しません。

4	<p>移住する期間に制限はありますか？ (親の介護などの理由で将来的に元の居住地に戻る必要がある方がいるため)</p>	<p>交付要綱第4条第1項第2号で規定する補助事業者の要件を損なうことのないよう、「転入社員」が県外に転出する場合は、新たに「転入社員」を配置する等の対応を行ってください。</p> <p>ただし、申請時点において県外への転出があらかじめ予定されている社員を「転入社員」とすることは、「転職なきふくしまぐらし。」の促進を目的とする本補助金の趣旨に反しますので、留意してください。</p> <p>また、同要綱第5条第2項で規定する加算金の対象となる「転入社員」が事業完了日の翌年度から3年未満のうちに県外に転出した場合は、同要綱第15条第1項第3号に基づき、加算金の返還請求の対象となる場合があります。</p>
5	<p>補助金申請時に転入社員として申請した者が、補助金交付確定以降に、やむを得ない事情で福島県へ転入できなくなってしまった場合、別の転入社員を配置することで、補助対象になりますでしょうか？</p>	<p>交付要綱第4条第1項第3号で規定しているとおり、事業完了の日が属する年度の翌年度末までに、住民票の異動を伴い県外から県内に転入した社員（「転入社員」）を2名以上配置していただくことが要件となっています。</p> <p>そのため、御質問の例の場合には、期日までに交付要綱で規定する「転入社員」を配置するのであれば、申請時に予定していた「転入社員」と必ずしも同一の人物である必要はありません。</p> <p>なお、事業完了の日の考え方については、実施要領第3条を参照してください。</p>